

2009年1月18日
NO. 1453

【発行】
日本共産党
市議会議員団
ご相談は市役所
議員団控室へ
私部1-1-1
☎892-0121
(内線301)



中上 さち子
倉治6-17-13
☎893-6785



さかの 光雄
私部1-38-23
☎893-1083



さらがい ふみ
星田7-44-21
☎894-2835

第4期(H21年～23年度)介護保険事業について質問 4月から、介護認定システム変更 「介護度が低くなるおそれ！」日本共産党反対

12月議会

厚労省は4月から、介護サービスの給付削減を目的に介護認定システムの変更を予定しています。新システムでは、現在の介護度より低く判定される恐れがあり、医師会や家族会から批判が出ています。

中上さち子議員は、利用者の実態に即した介護認定やサービスを今後も行うよう市に求めました。

調査項目見直しで、認知症など、介護認定に生活実態が反映されにくいおそれ

新システムには認定調査項目の変更(資料1)が含まれています。

削られた調査項目には、認知症関連行動で、介護者が目を離せず手間がかかる行動、「暴言暴行」、「不潔行為」、「異食行動」などが含まれています。これでは、認知症の介護実態が反映されにくいものとなります。また、「じょくそう」の有無という要介護者の身体状況全般や介護現状を知る上で、象徴的な状態もはずされています。

現行では「要介護」「要支援」の境目の人については、コンピューターの一次判定で「要介護1相当」とした後、認定審査会で「要介護1」「要支援2」に分けていました。ところが新システムでは、いきなりコンピューターによる判定で「要介護1」「要支援2」に分けられてしまっています。

市は、「主治医の意見書や特記事項を踏まえ認定審査会で

コンピューターによる判定で、「要支援2」または「要介護1」に区分け

審査会の判定にも影響を与え、認定に生活実態が十分に把握されない事態が起きるおそれがあります。

2次判定を行う」としています。認定審査会での柔軟な対応も難しくなることが予想されます。

又全国のモデル事業の中で、一次判定が低くなる傾向にあることが明らかになっており、従来なら「要介護」だった人が機械的に「要支援」の判定となる恐れがあります。

なお、日本共産党は介護認定システム変更にかかわる補正予算に反対をしました。

高齢者の生活支援の立場でサービスを実施すべき

国・府は、給付費を抑える目的で見直しをすすめています。特に訪問介護では内容が制限されてきています。「散歩介助は認められない」、「病院内は行ってもらったら、病院内は別料金を請求された」、「電球の交換はしてもらえたが、カーペットなどの敷き替えは断られた」など、府のマニュアルにも

とづく介護サービスでは、これまでのサービスを対象外とすることがおきています。このような状況について市は、「利用者の状況を踏まえ、必要な場合は提供している」と答弁しましたが、日本共産党は今後も、高齢者の生活を壊すことにつながるサービスのとりあげは行わないように要求しました。



資料1

新介護認定システムでの認定調査項目の変更(現行82項目 74項目に)

除外される14項目

- 「ひじ関節の拘縮」の有無
- 「足関節の拘縮」の有無
- 「じょくそう(床ずれ)」の有無
- 「皮膚疾患」の有無
- 「飲水」ができるか
- 「電話の利用」ができるか
- 「指示への反応」が通じるか
- 「幻視幻聴」があるか
- 「暴言暴行」があるか
- 「火の不始末」
- 「不潔行為」
- 「異食行動」があるか
- 「日中の生活」で動いているか
- 「環境・参加の状況等の変化」があるのか

追加される6項目

- 「独り言・独り笑い」の有無
- 自分勝手に行動する
- 話がまとまらない
- 集団生活ができない
- 「買い物」ができるか
- 「簡単な調理」ができるか